別記を次のように改める。

別記様式（第六条関係）

最高裁判所裁判官国民審査投票

点字投票

○注意

一　やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。

二　やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印

備考

一　投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

二　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十九号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「

シンガポール	639,800	614,200	575,800	511,800	447,800	383,900	332,700	307,100	281,500
255,900									

」を「

シンガポール	730,000	650,000	608,500	584,200	547,700	486,800	426,000	365,100	316,400
292,100	267,700	243,400							

」に、「

ブルネイ	660,000	640,000	598,100	574,200	538,300	478,500	418,700	358,900	
311,000	287,100	263,200	239,300						

」を「

ブルネイ	630,000	610,000							

」に改める。